

新居浜市一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の規定に基づき、新居浜市が発注する建設工事の入札、契約における透明性、競争性及び公正性を確保するため、新居浜市契約規則（昭和39年規則第32号）及び新居浜市建設工事等電子入札運用基準（平成22年制定。以下「運用基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 市長又はその委任を受けて一般競争入札を実施する副市長（以下「契約担当者」という。）は、本市が発注する建設工事のうち、設計金額1億5千万円以上のものについて一般競争入札に付するものとする。ただし、契約担当者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(入札の方法)

第3条 一般競争入札は、運用基準に規定する新居浜市電子入札システムを利用して行うものとする。ただし、契約担当者が認めた場合は、この限りでない。

(発注の公表)

第4条 契約担当者は、第2条の規定により一般競争入札に付するときは、当該入札に関する募集内容を公告その他の方法（以下「公告等」という。）により公表する。

(入札参加資格)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、新居浜市に建設工事入札参加資格審査申請書を提出している者のうち、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。
- (2) 入札参加資格確認申請書（以下「参加申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から落札者の決定の日までの間において、新居浜市建設工事指名停止措置要綱（平成2年制定）の規定による指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) その他対象工事ごとに定める要件を満たしていること。

(入札の申込み)

第6条 入札参加者は、参加申請書に必要な資料を添付し、公告等に定める期限までに、入札参加の申込みをしなければならない。

(入札参加資格の審査及び通知)

第7条 契約担当者は、第5条の規定による当該入札における参加資格の有無について、入札執行前に審査を行うものとする。

2 前項の規定により、入札における参加資格審査を行った場合、その結果を入札参加資格確認通知書により入札参加者に通知しなければならない。

(開札)

第8条 開札を行う日時、場所及び方法は、案件ごとの公告等で公表する。

(入札の執行延期等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、入札を延期、中止又は取消しするものとする。この場合において、入札参加者が損失を受けることがあっても、市はその賠償の責を負わない。

(1) 天災その他やむを得ない理由があるとき。

(2) 不正の行為が認められる等明らかに競争の実効がないと認められるとき。

(落札者の決定)

第10条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者とする。ただし、その者の入札価格が調査基準価格に達しない場合は、新居浜市低入札価格調査実施要領（平成18年制定、以下「低入札価格調査実施要領」という。）に基づき落札者を決定するものとする。

2 予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者が同価により2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。ただし、その者の入札価格が調査基準価格に達しない場合は、くじにより低入札価格調査実施要領に基づく審査を行う者を決定する。

3 簡易型総合評価競争入札による落札者の決定は、別に定めるところによる。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第11条 設計図書等に対する質問及び回答は、次の各号に定める方法により行う。

(1) 設計図書等に対する質問 契約担当課に質問事項を記載した書面を持参若しくはファクシミリ又は電子メール送信をもって提出

(2) 前号の質問に対する回答 ファクシミリ又は電子メール送信による回答

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、当該入札の実施に関し必要な事項は、次に定めるものとする。

(1) 新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第54号）第2条の規定に該当する契約は、新居浜市議会の議決を得るまでは仮契約とし、議決を得た日から本契約となる。

(2) 仮契約締結後であっても、当該入札において談合等不正行為の事実が発覚した場合は、契約を解除することができる。

(3) 仮契約締結後であっても、請負業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合は、契約を解除することができる。

(4) 提出書類は返却しない。

(5) 契約担当者は提出書類を無断で他の用途に使用してはならない。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月8日から施行し、平成22年10月12日以後に公告する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。